

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

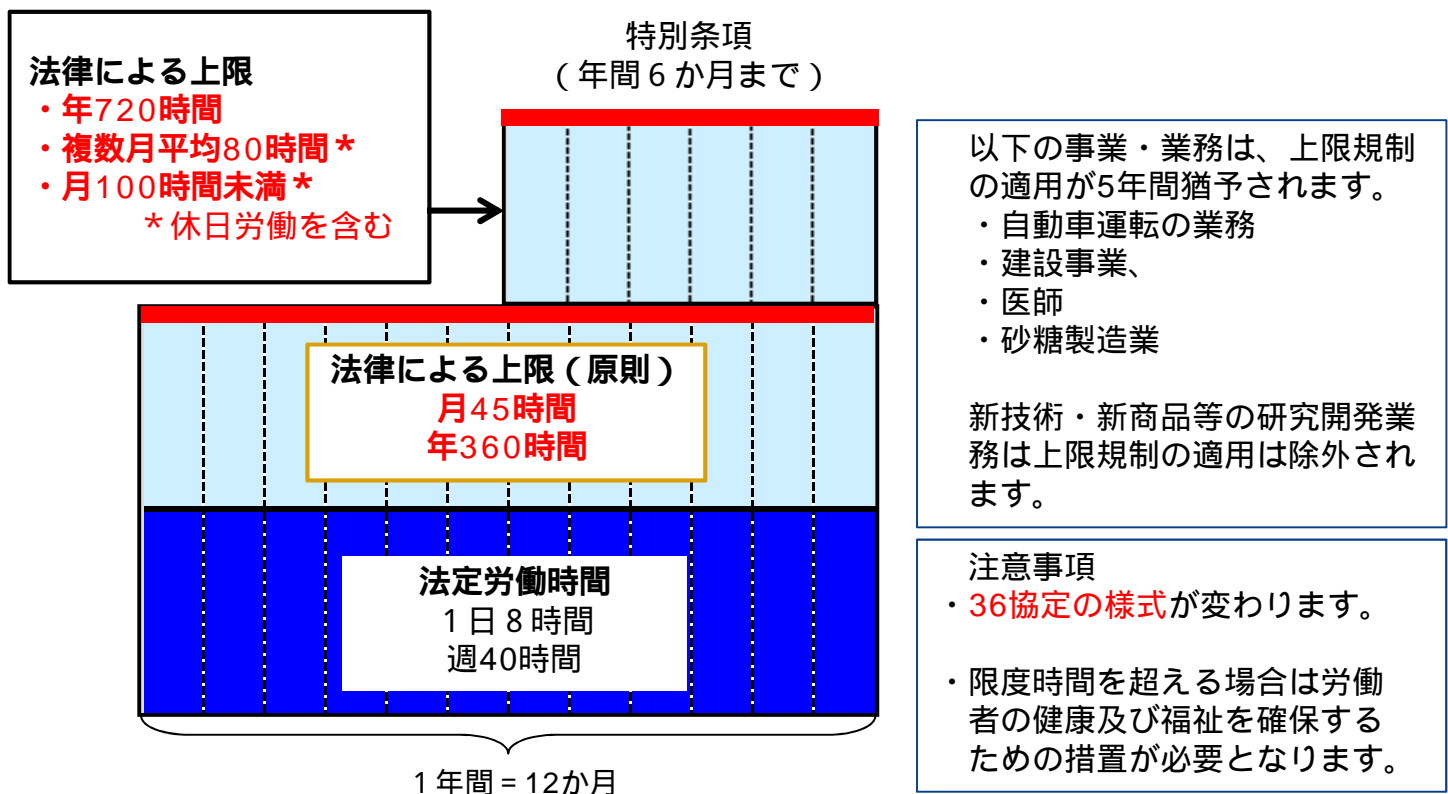
今年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ 中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。



相談窓口のご案内

労働基準監督署
労働時間相談・支援コーナー

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。
新見労働基準監督署 TEL 0867 - 72 - 1136

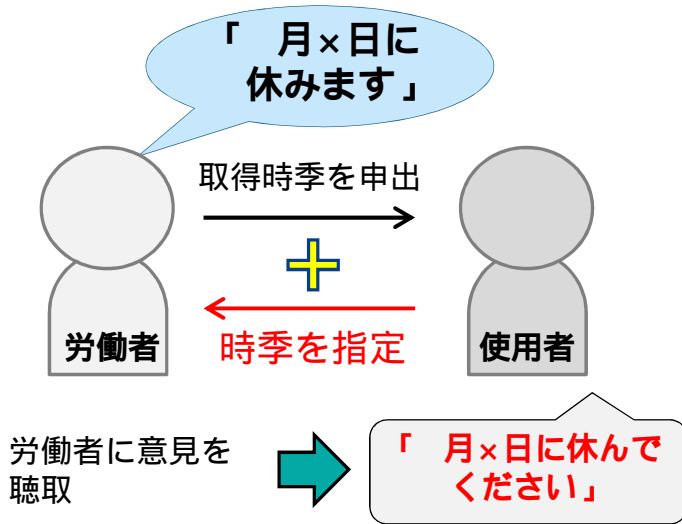
岡山働き方改革推進支援センター

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、
社会保険労務士等の専門家が無料で企業に訪問し、ご相談に応じます。
岡山働き方改革推進支援センター TEL 0120-947-188
(岡山商工会議所内)

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

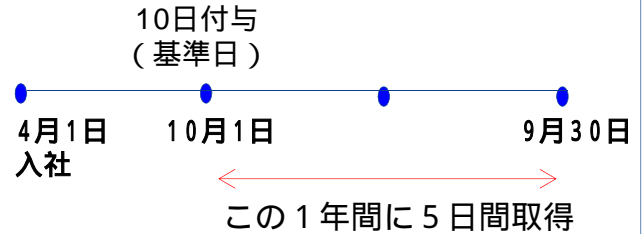
使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

労働者の申出による取得（原則）



使用者の時季指定による取得（新設）

（例）4月1日入社の場合



原則は、今まで従来どおり労働者からの申し出による取得です。労働者が自ら取得した日数は、5日間から控除することができます。

- （例）労働者が自ら5日取得
使用者の時季指定は不要
労働者が自ら3日取得
使用者は2日を時季指定

労働者ごとに**年次有給休暇管理簿**を作成、3年間保存する必要があります。

年次有給休暇（労基法第39条）

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から**6か月連続**して雇われている
2. **全労働日の8割以上**を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日



ここも注目

就業規則に追加記載をお願いします。

（規定例）第〇条

1項～4項（略（モデル就業規則を参照））

- 5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合には、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

